

第3回「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会

日時：平成22年7月7日(水)

午後1時30分～3時30分

場所：県庁13階 環境生活部会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ あり方検討会座長 佐藤 敏悦

3 議 題

- (1) 第2回の論点整理
- (2) モニターの活動内容(案)について
- (3) 取組宣言事業の改正(案)について

資料1 第2回あり方検討会の論点整理

資料2 消費者モニター活動内容(案)

資料3 「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

資料4 「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業の改正(案)

資料5 県等が実施している取組・マーク

資料6 新しい「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」イメージ図(案)

(別冊1) 第2回議事録

(別冊2) 宮城県が取り組んでいる食の安全安心等に関するマーク

(別冊3) 宮城県認証食品・認証業者一覧ほか

第2回の論点整理

食と暮らしの安全推進課 H22.7.7

(1) 消費者モニター

① これまでは、消費者モニターから県に対して意見や提言を行っても、県からのフィードバックがなく、モニター自身の意見が県の施策に反映されているかどうか分からなかった。

今後は、何らかの形でモニターにフィードバックすることを検討すべきである。

② 具体的な活動内容として、モニターの名のおりモニタリング調査を行うことや、アンケートについても、定例アンケートのほか時宜に応じた臨時アンケートも検討すべきである。

(2) 取組宣言

① 登録者数の伸び悩みや実績報告書の提出率の低さなど取組宣言者の意識もあるが、取組宣言を行うメリットが弱く、取組宣言事業そのもののあり方が問われている。

今後は、宣言者がメリットを感じ取れるような方策を検討すべきである。

② マークについては、インパクトのあるものとし、各宣言者の得意分野や県の他の認証制度も打ち出せるようなものが必要である。

また、PRの方法も、生産者であれば、登録している全部の農家にマーク(シール)を送付して玄関や軽トラックに貼ってもらうなど、より積極的なPR方法を検討すべきである。

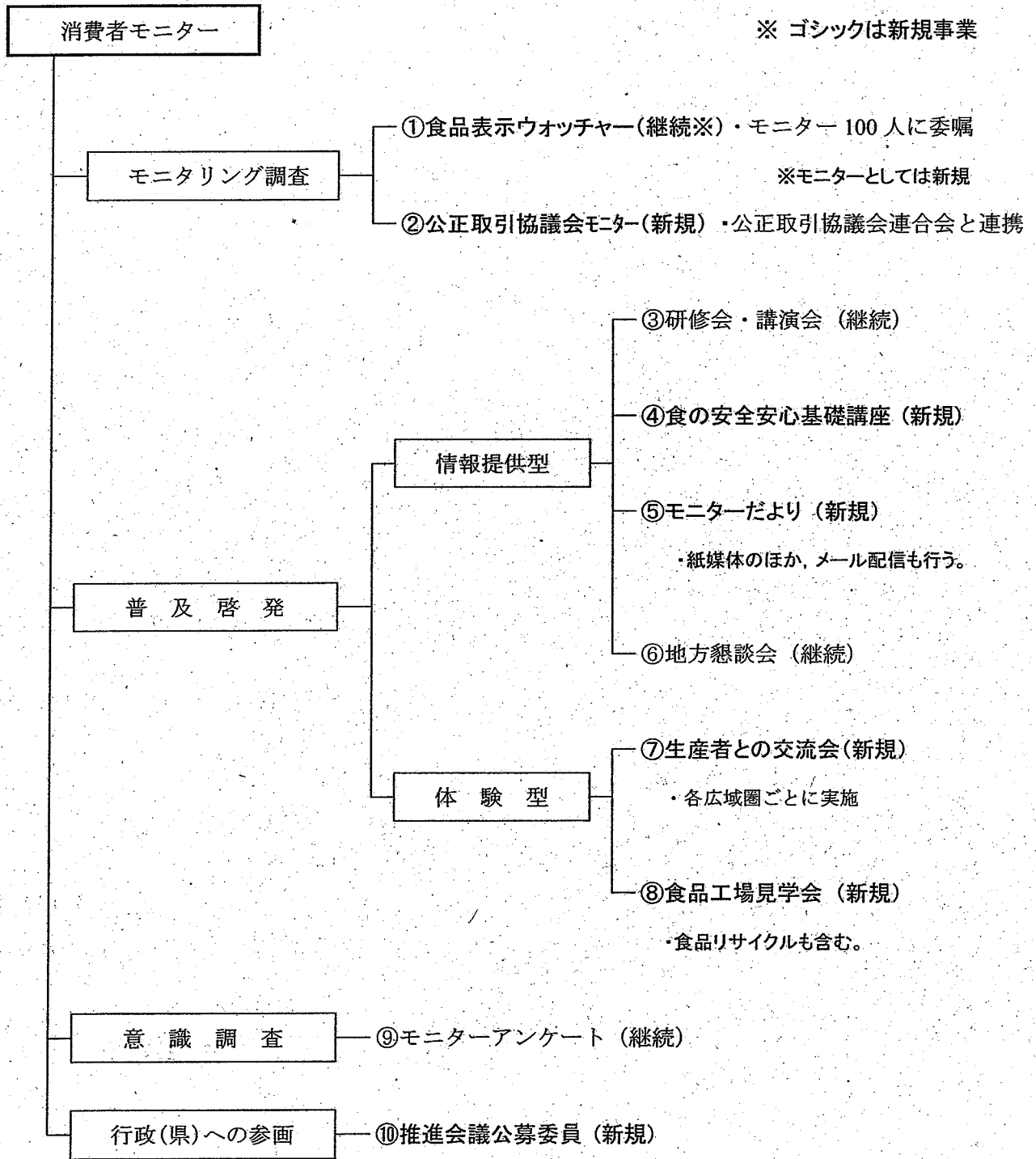
(3) 消費者モニターと取組宣言者の連携

① 取組宣言者の取組内容を消費者モニターに具体的に紹介するなど、宣言者が積極的にPRできるような支援を行い、活性化させていくことによってメリットとなるようモニター、取組宣言者及び行政を有機的に結びつける方策を検討すべきである。

② 消費者モニターの意見や提言について、県にとどめておくのではなく、取組宣言者にも伝えることが必要である。

消費者モニター活動内容(案)

食と暮らしの安全推進課 H22.7.7



「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.7.7 食と暮らしの安全推進課

1 事業名	① 食品表示ウォッチャー（継続）
2 事業概要	<p>これまで一般県民50人に委嘱していた食品表示ウォッチャーを消費者モニター100人に委嘱し、食品表示のモニタリング調査を行う。</p> <p>・調査概要</p> <p>（案）毎月2店舗×7月(6～12月)×100人=延1,400店舗</p> <p>（現行）＃3＃×9月(6～翌2月)×50人=延1,350店舗</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者モニターの名にふさわしく、食品表示のモニタリング調査を行うことができる。 ・消費者モニターアンケート(H21.10)では、回答者の約23%が食品モニタリング調査を希望している。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・東北農政局(JAS担当) ・県内各市町村(JAS担当課) ・県内各保健所(食品衛生法担当)、健康推進課(健康増進法担当)
5 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(改定)では数値目標を定め、適正店舗数の割合を年々高め、平成27年度には99%とする予定である。(H21実績97.2% ただし現ウォッチャー制度) ・国では中央ウォッチャー制度があり、県内では毎年35人程度が委嘱されている。

1 事業名	② 公正取引協議会モニター（新規）
2 事業概要	<p>(社)全国公正取引協議会連合会に加盟する各公正取引協議会のうち、食料品関係の各協議会(39団体)と連携し、県内で試買検査会が開催される場合は、消費者代表の検査員として消費者モニターを紹介するもの。</p> <p>県内で試買検査会が開催される回数は、年数回と予想されるため、消費者モニターが参加する回数も同等である。</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・各公正取引協議会が定める自主ルールが、消費者にとって分かりやすく、誤解を招かないものかどうかのチェックを行うことができる。 ・各団体の自主ルールを学ぶことにより、関連するJAS法や食品衛生法、景品表示法など食品に関する知識を学ぶ機会が得られる。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)全国公正取引協議会連合会 ・各公正取引協議会(食料品関係39団体)
5 備考	<p>各公正取引協議会では、正しい表示の目安として、商品に表示する「公正マーク」や参加事業者が店頭に表示する「会員証」を定め、公正取引規約に基づく正しい表示を行っている。</p>

「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.7.7 食と暮らしの安全推進課

1 事業名	③ 研修会・講演会（継続）
2 事業概要	食の安全安心に対する正しい知識を習得する機会を提供するため、「食の安全安心セミナー」及び「食の安全安心に関する研修会」を各1回開催する。
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・「食の安全安心セミナー」や「食の安全安心に関する研修会」については、これまで同様、著名な講師を招き、比較的規模の大きなものとする。 ・消費者モニターには、時宜に見合ったテーマや課題を通して、食の安全安心に係る正しい知識を習得してもらう。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産部関係各課 ・健康推進課ほか
5 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(改定)では数値目標を定め、平成27年度には、研修会等への参加者を1,000人(H21実績799人)に、食品表示研修会の開催回数を20回とする予定である。(H21実績15回) ・H21実績 食の安全安心セミナー1回、食の安全安心に関する研修会1回、出前講座6回、食品表示研修会13回(うち出前講座4回再掲)

1 事業名	④ (仮)食の安全安心基礎講座（新規）
2 事業概要	職員を講師とした(仮)「食の安全安心基礎講座」(新規)を開催し、食品衛生や食品表示のほか、農薬や牛トレサビリィ、貝毒等の基礎知識を習得する場を提供する。
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的事項の学習を通して、基本的な正しい知識を身に付けてもらう。 ・開催方法の一例として、毎月1回(2時間程度)の講義を5～6回連続して行う等が考えられる。 ・受講修了者は、ウォッチャー事業に優先的に従事できるなど、何らかのインセンティブを与える。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産部関係各課 ・健康推進課(健康増進法、食育)
5 備考	

「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.7.7 食と暮らしの安全推進課

1 事業名	⑤ モニターだより (新規)
2 事業概要	<p>食の安全安心に関するさまざまな情報について、消費者モニターに分かりやすく伝えるため、モニターだよりを年3～4回程度発行する。希望者には電子メールでの配信も行う。</p> <p>国や県の行政情報を伝えるだけでなく、消費者モニターのアンケートの意見や食品表示ウォッチャーの声がどのように反映されたのかのフィードバックも行う。</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、アンケート協力や講演会開催など年数回であった県からの情報提供が少なくとも4半期毎になる。 ・一方的な行政情報の伝達に止まらず、モニターやウォッチャーの声がどのように反映されたのかを伝えることによりフィードバックが可能となる。 ・アンケートでも要望の多かった紙媒体での情報提供ができるほか、電子メールでの配信も行い、時代に即した情報提供を行う。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産部関係各課 ・健康推進課
5 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(改定)では数値目標を定め、県からの情報提供が十分と感じる消費者モニターの割合を、平成27年度には70%とした。(H21実績なし) ・消費者モニターアンケート(H21.10)では、県からの情報提供の方法について、第1位は県政だより等で回答者のうち約29%、第2位は郵便で約27%であった。

1 事業名	⑥ 地方懇談会 (継続)
2 事業概要	<p>消費者モニター、生産者・事業者及び行政(県)が、一堂に会して情報交換や意見交換を行うなど相互理解を深めるため、各広域圏ごとに地方懇談会を開催するもの。</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・主催する各地方振興事務所と連携しながら、各広域圏ごとに在住する消費者モニターに周知し、相互理解を深める。 ・テーマについては、食の安全安心に関するものであれば、比較的幅広くとらえて開催する。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・食産業振興課 ・各地方振興事務所 ・健康推進課 (食育担当)
5 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(改定)では引き続き数値目標を定め、地方懇談会の開催回数を平成27年度には14回とする予定である。(内容充実化) ・⑧生産者との交流会と併せて実施することも検討する。 ・H21実績 7圏域で計16回開催

「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.7.7 食と暮らしの安全推進課

1 事業名	⑦ 生産者との交流会（新規）
2 事業概要	生産者と消費者モニターが、生産現場等で直接、情報交換や意見交換を行い、相互理解を深めるもの。
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者からは、生産にあたっての留意点や苦労している点など、消費者モニターからは、農薬等の不安な点などを情報交換し、お互いに情報の共有を図る。 ・将来的には各広域圏（栗原、登米を含む7広域圏）ごとの開催を目標とする。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・食産業振興課 ・各地方振興事務所
5 備考	⑥地方懇談会と併せて実施することも検討する。

1 事業名	⑧ 食品工場見学会（新規）
2 事業概要	<p>県内の食品工場を訪れ、製造過程や衛生管理を開催し、食品衛生について正しい知識を身に付ける機会を提供するもの。</p> <p>また、食品リサイクルに取り組んでいる食品工場の場合は、食品残渣の処理・活用方法について学習する。</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・普段、何気なく口にしている食品について、どのような過程を経て食品となるのか、また、衛生管理をはじめとする品質管理全般を学ぶ。 ・食品工場は、消費者が抱えている不安な点などを知ることにより、自社製品の品質や商品性をPRできる。 ・県内産食品に対する理解が深まる。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各保健所 ・食品衛生協会 ・資源循環推進課、畜産課（食品リサイクル関係）
5 備考	消費者モニターアンケート(H21.10)で今後の活動内容について尋ねたところ、第1位は食品工場見学会で回答者のうち32%であった。第2位は「生産者との交流会」で約27%、第3位は食品モニタリング調査で約23%であった。


「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.7.7 食と暮らしの安全推進課

1 事業名	⑨ みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート(継続)
2 事業概要	消費者モニター加入時に行う簡易アンケートのほか、毎年10月ごろに定例アンケートを実施する。また、食の安全安心に係る重大な問題が発生した場合は、臨時アンケートを実施する。 アンケートの内容については、食の安全安心に対する意識変化を把握するため固定的設問のほか、その時宜に応じた可変的設問の双方を尋ねるもの。
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートは平成19年から開始したものであるが、県民1,000人規模の意識を把握する貴重なツールであり、県政の中でも類を見ない規模である。 ・アンケートを通じて県民の食に対する意識を把握し、県の施策にフィードバックできるようにする。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・園芸総合研究所(分析) ・みやぎ食の安全安心推進会議
5 備考	

1 事業名	⑩ 推進会議公募委員(新規)
2 事業概要	みやぎ食の安全安心推進会議の公募委員2名のうち、1名は消費者モニター枠として、委嘱するもの。 任期は他の委員と同様2年間とし、再任はできないものとする。 なお、推進会議全体の定数は15人。(条例上は20人以内)
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者モニターから必ず1名を委員に選ぶことにより、消費者モニターのモチベーションを維持・向上させることができる。 ・消費者モニターの声(意見)や思い(考え)を、直接、行政(県)に伝えることができる。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食の安全安心推進会議
5 備考	




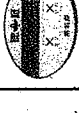










「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業の改正(案)

区分	現行	改正案
1 事業名	「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業	「みやぎ食の安全安心○○○○宣言」事業
2 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者・事業者自らが、県のガイドラインに従い、食の安全安心に係る自主基準を定め、店頭や自店のホームページ等で公開するもの。 ・公開は県のホームページでも行うほか、ロゴマーク(シール)を商品等に貼付してPRすることもできる。 ・生産者・事業者は、取組宣言することにより安全な食品を提供する責務を果たす。 ・消費者は、ロゴマークや自主基準を確認の上、商品選択の目安とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県のガイドラインについて、食品衛生法施行条例に基づく管理運営基準が法定化(義務化)されたことから、改めて県のガイドラインに明記することはせず、必須項目とする。 ・県ホームページ(宣言部分)の精度を高め、より検索しやすく分かりやすい公開方法を検討する。
3 得意分野	(特に定めなし)	<ul style="list-style-type: none"> ・自社や自店の得意とする点や分野をアピールするため、宣言内容にアピールポイントを記載できるようにする。 ・併せて、マークにもアピールポイントに記載できるようなスペースを設けて、生産者・事業者がテプラ等で自ら記載する。 ・アピールポイントの例としては、「減農薬の野菜を使用しています」、「特別栽培米を使用しています」、「国産野菜のみ使用しています」、「みやぎ HACCP 認証工場です」、「地産地消推進店です」等事実に基づいたアピールを行う。 ・マークはリニューアールする。 ・デザインについては、見やすく分かりやすいインパクトのあるものとする。 ・マークに3の得意分野を打ち出すスペースを設ける。 ・県他のマークとの連携や連動性も考慮する。 ・リニューアール後は、マスコミ等を積極的に活用し、PRに注力する。
4 マーク		<ul style="list-style-type: none"> ・モニターアンケートを始め、モニターの意見や考えを宣言者にも伝え、情報共有を図る。具体的方法については、今後検討する。
5 モニターとの連携/相互理解	(特に定めなし)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者・事業者への意識喚起や制度の周知徹底を図るため、2年に1度、更新申請を行うものとする。 ・更新された場合、県から有効期限入りの新マークを送付し、古いマークは取り外してもらい、マークも2年ごとに更新(新品)を図る。
6 更新制度	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱第8条により、毎年3月31日までに登録の取消しが無ければ、翌年度の4月1日に承認を受けたものとみなす「みなし承認」制度であり、すなわち自動更新となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況報告書については、実施要綱第6条により、遵守状況を翌年度の4月30日までに報告することとなっている。
7 実施状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・提出率 H19 分 36.1% H20 分 35.8% H21 分 集計中 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況報告書については、6の更新時に2年間の活動状況報告を行うこととする。

H22.7.7 食と暮らしの安全推進課

県等が実施している取組・マーク

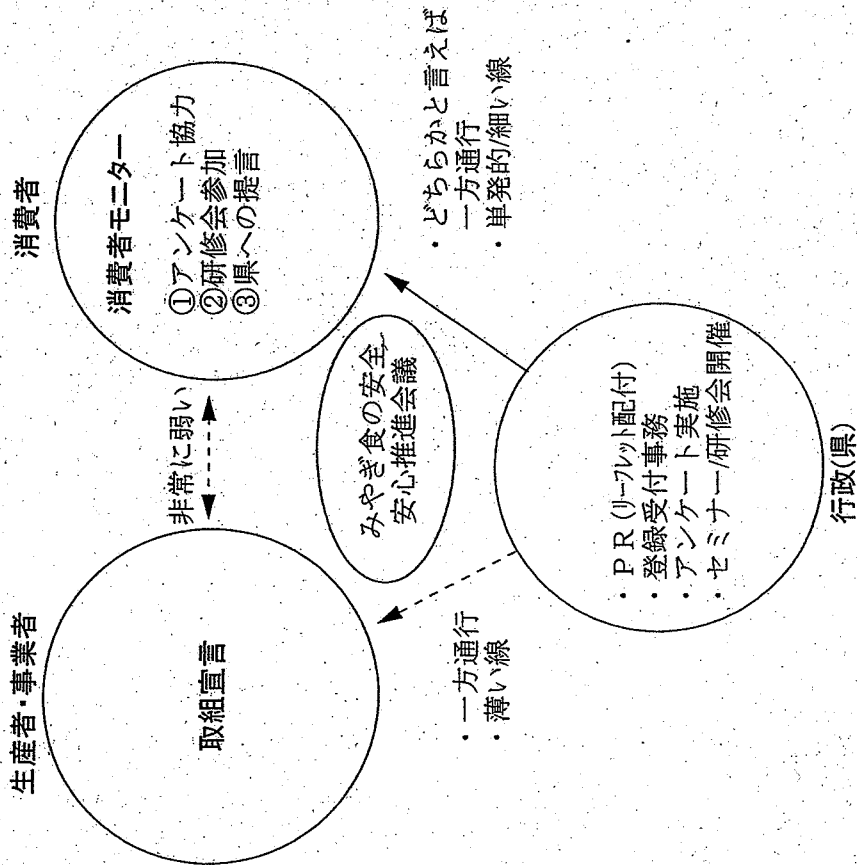
H22.6.9 食と暮らしの安全推進課

区分	名称	実施機関	制度の概要	認定基準の有無	関連データ	マーク	備考
生産 (農業)	1 みやぎの環境にやさしい農産物認証制度 (特別栽培農産物)	宮城県	農薬や化学肥料の使用量を減らすなど、使用状況(4区分)に応じて、県の認証基準に基づき認証された特別栽培農産物を表すもの。	○	H20 県内 約 3,340ha	  	
	2 みやぎの環境保全米	JA みやぎ	JAグループが中心となって取り組んでいる環境に配慮して栽培された米。いくつもの栽培方法があり、特別栽培農産物や有機JAS農産物も含まれる。	○	H20 県内 約 20,822ha		
	3 エコファーマー	国	農産物や有機肥料を2割以上減らすなど、持続性の高い農業を実施している農家(個人)を認定するもの。	○	H20 県内 約 12,700ha 9,185人		全国統一マーク
	4 有機JAS	国	登録認定機関から認定を受けた事業者により、有機JAS規格に基づいて生産された有機食品。	○	H20 県内 約 317 ha		農産物7作物、 加工食品32食品群
	5 遺伝子組換え食品	国	主なる原材料が遺伝子組換え食品である場合。	○			
流通	1 宮城県認証食品(3E)	宮城県	県内の良質な農畜水産物を主原材料に、県内でこだわって製造された加工食品を認証するもの。	○	103 事業者 認証 31 品目 登録 45 //		認証 24 事業者 登録 39 //
	2 みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度	宮城県	HACCPを取り入れた衛生管理を実施している施設を登録・認証する制度。	○	飲食店 118 ホテル等 26 計 144 H22.4.13		
	1 地産地消推進店	宮城県	地産地消に積極的に取り組み、一定の要件を満たして登録されている飲食店並びに旅館及びホテル等の宿泊施設、メニューの栄養成分や食材の産地表示、メニューの提供、ハリアリーに配慮した食事などの満足度の高い食事を提供するなどの取組を行う飲食店。	○	344 店舗 H22.6.8 3,320 者	 	
店舗	2 健康づくりサポート・おもてなしの店	宮城県	生産者・事業者自らが行う食の安全安心に関する自主的な取組について、ロゴマークで公表。	○			
	3 みやぎ食の安全安心取組宣言	宮城県	県の食産業振興のため、官民共通のマーク。	○			
運動	1 食料王国みやぎ	宮城県		○	-		
	2 みやぎ食の安全安心県民総参加運動	宮城県	「安全で安心でできる食」の実現を目指す消費者、生産者・事業者及び行政の協働した取組として展開。	○	-		

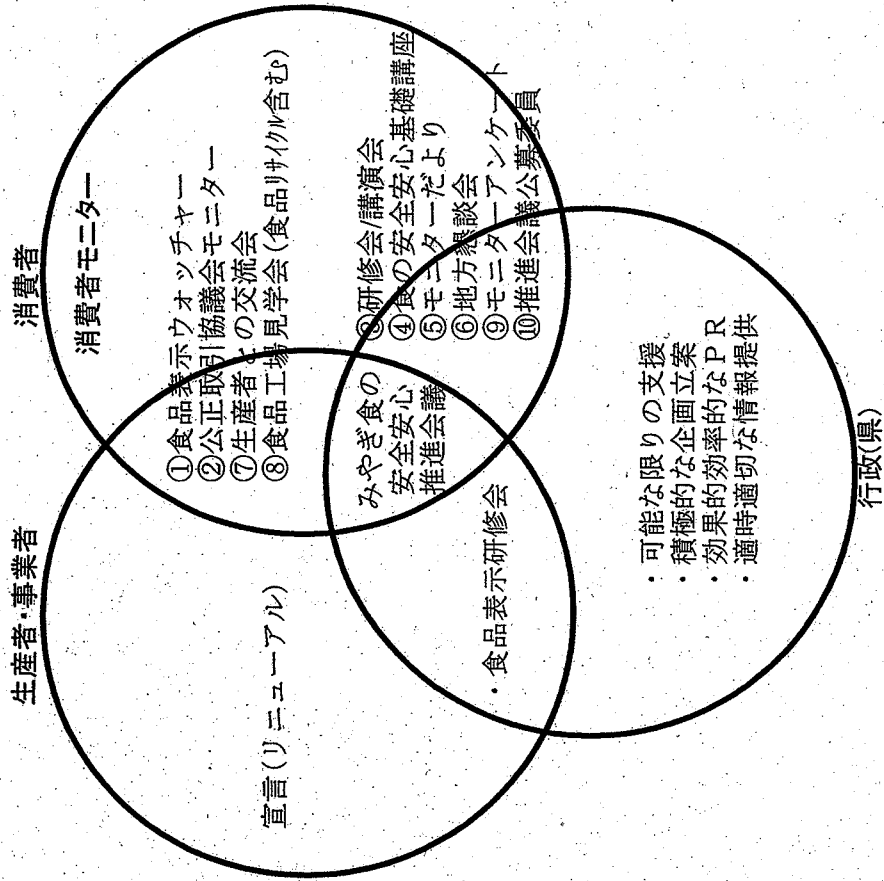
新しい「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」イメージ図(案)

H22.7.7 食と暮らしの安全推進課

【 現 行 】



【 新運動 】



ポイント

- 消費者モニターの見解・提言については、フィードバックに努める。
- 消費者モニターと取組宣言者を有機的に結びつけ、相互理解を深める。
- 上記の事業等を通じて、食の安全安心の確保を図る。